ISSN1880-4063

第380号
2020年
11月25日
月1回25日発行

げんぱつ

原発住民運動情報

発行所 原発問題住民運動全国連絡センター
発行人 持田繁義／1部300円 年間3,000円
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-11-13
MMビルⅡ402
TEL 03-5215-0577 FAX 03-5215-0578
郵便振替 00150-7-355202
ホームページ http://genpatu.com/index.html
メール＝genpatu-c@bizimo.jp

女川原発再稼働に同意した村井知事

安全も住民も置き去り

宮城県の村井嘉浩知事が、東北電力=女川2号機（宮城県女川町、石巻市）の再稼働に同意を表明した。東日本大震災で被災した原発の再稼働に地元自治体が同意したのは初めてである。

福島第一原発事故の原子力災害を体験しながら、住民の生命と財産を守る自治体の基本任務を放棄して、原発固執を続ける菅自公政権と知事の姿勢は、断じて許されるものではない。

女川2号機は、福島第一原発と同じ沸騰水型軽水炉（BWR）。BWRの再稼働も初めてである。

東日本大震災時、女川原発は1～3号機は強震動ですべて緊急停止。約13㍍の津波に襲われ、2号機の原子炉建屋地下は浸水したが、福島第一原発事故の再来は免れ得た。

これは、高野博・共産党町議（当時）はじめ原住連が、チリ津波時（1960年）、引き潮が「-6.5m」に達し、機器冷却系の「海水取水口」に届かないことを指摘し、抜本対策を要求。東北電力は、3号機増設時に、前面海底を「-10.5m」浚渫する工事をした結果、辛うじて苛酷事故を免れたものである。

女川2号機の再稼働は、規制委の新規制基準に「合格」したことによるが、新規制基準は、福島第一原発事故の検証にもとづくものではなく苛酷事故の再発防止を保障するものではない。

また、同原発の半径30キロ圏内自治体には約20万人が居住する。県の試算でも住民がいっせい避難した場合、石巻市の市民の多くが目的地に着くのに5日以上要することが明らかにされている。女川原発は牡鹿半島の付け根にあり、半島先端方向に住む住民は、海岸沿いの曲がりくねった道路を経て避難できるか危ぶまれる。

県民は二度にわたり、再稼働の是非を問う住民投票条例の制定を求めたが、自公両党中心となり県議会はいずれも否決。県民の意思を問うことを拒否した。

県は8月、7会場で住民説明会を強行の上、10月22日、県議会は再稼働賛成の請願を採択。委員会では再稼働反対の請願を趣旨説明も行わせずわずか7分で不採択にした。「河北」世論調査では県議会の採択を「支持しない」72％。村井知事が再稼働に同意すべきかは「いいえ」が57％、「はい」31％の倍近くにのぼった。

村井知事の再稼働同意は、安全も住民も置き去りのものでしかない。

＜第34回全国総会・交流集会＞
○日時＝12月6日（日）午前10時～午後4時
○場所＝東京労働会館（東京都豊島区南大塚2-33-10）

＜電事連・東電・規制委交渉＞
○日時＝12月7日（月）午前10時～午後4時

＜全国代表委員会＞
○日時＝12月5日午後1時～
○場所＝東京労働会館

＊「全国交流集会 in 福島」は来春に延期

○新潟県における福島原発事故の検証報告（2面）
○原発ゼロ基本法の制定を求める請願署名（3面）
○核兵器禁止条約 来年1月22日発効へ（5面）

警鐘

●原発をなくす全国連絡会のオンライン学習会が11月17日、開かれ、「生業訴訟高裁判決をどう活かすのか～高裁判決の意義と今後の課題」と題して、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟原告弁護団事務局長の馬奈木源太郎弁護士が講演した●仙台高裁判決は、「国の責任」を一審に続き高裁レベルでは初めて断罪。「被害救済」も前進。損害賠償認定の地域が広がった。注目されるのは、損害賠償が地域ごと認定であることから、原告だけではなく同じ地域の被災者も申し立てをすれば同じ損害賠償を得られることだ。被災者分断を乗り越える弁護団の裁判手法が光る●馬奈木弁護士の講演は、高裁判決の意義を様々な角度からわかりやすく解明したものだった。最後に講師は、被災者が「何も悪いことをしていないのに、なぜこんな目に遭うのか」と語ることに触れた。それは、目の前の原発に対して「なにもしていない」ことも含まれ、それが事故を招いたことを自覚すべきだと語った。教訓にすべきこと！